

令和3年度 第2回和歌山県森林審議会進行

日時：令和3年12月17日（金）14：00～16：00

場所：和歌山県自治会館2F203会議室

石橋副課長
（以下「司会」）

【開 会】

定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第2回和歌山県森林審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、林業振興課の石橋でございます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、開会にあたりまして、和歌山県 農林水産部 森林・林業局長の泉清久からご挨拶申し上げます。

（挨拶）

局 長

本日、森林審議会を開催しましたところ、委員の皆様方におかれましては、ご多忙な中にも関わらず、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

また、平素から県政、とりわけ林務行政の推進につきまして、格段のご指導とご高配を賜っておりますことを、この場をお借りして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、前回の8月の審議会で紹介致しました静岡県熱海市での大規模土石流災害を踏まえての盛土の総点検の実施状況ですが、航空データ等を活用し、5,838の盛土箇所を抽出し、現在点検が必要と判断された561箇所のうち、土砂災害警戒区域に位置する76箇所で先行して点検がなされ、対策が必要な2箇所が特定されました。

このうち、地域森林計画区域内である湯浅町山田地区につきましては、事業者へ復旧措置計画書を提出させ、危険とされた盛土総量10,000m³のうち、既に約2,500m³が撤去されております。

盛土を全て撤去した後は、植栽により森林へ回復させる予定となっております。

局 長

次に、ウッドショック等を踏まえ、今後の木材需要の展望や、サプライチェーンの重要性など木材の安定供給の構築が必要なことから、１０月に田辺市において、林野庁木材産業課長などを講師に招き、「ウッドショックから考えるこれからの林業」をテーマに研修会を開催し、県内関係者 129 名の参加のもと認識の共有を図りました。

さらに、来る１月２８日には、ICT 等先端技術を駆使した先進的な取り組みを紹介するなど、新しい紀州林業への意識の醸成を図る研修会を予定しております。

今後も、生産性や安全性の向上、需要に応じた木材の安定供給に向けた取り組みを展開してまいります。

また、原木の安定供給及び生産性向上のためには、担い手の確保・維持が不可欠であります。そのためには、現場で働く人達が安心して、安全に働ける環境が大変重要となってまいります。

しかしながら、誠に残念なことに１０月１５日及び、１６日に連続して２件の死亡災害が発生いたしました。

お亡くなりになられた２名の方の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、ご家族の方々に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げる次第です。

県では、この事態を重く受け止め、ただちに森林組合、民間の林業事業体に対して、法令順守、安全作業の徹底を周知するとともに、県、労働基準監督署、林業・木材製造業労働災害防止協会の３者合同で緊急安全パトロールを実施しております。

また、１１月１６日には田辺市において、林業関係者 128 名参加のもと、林業労働災害防止に向けた緊急集会を開催したところです。

今後も安全で省力化が図られる高性能林業機械等の導入や新たな林業機械の開発に取り組むなど、林業労働災害の防止に努めてまいります。

最後に喜ばしい、ご報告をさせていただきます。

当審議会の委員を長年務めて頂いておりました、榎本長治様が会長をされている「山長林業株式会社」「株式会社山長商店」が、農林水産省と日本農林漁業振興会が実施している

局 長

農林水産業祭において、この度、天皇杯を受賞されました。

高品質無垢材の生産と高付加価値木材製品の販売により、山元の収益向上を図る経営手法は、各地から多くの林業関係者や工務店等が視察に訪れる全国モデルとなっており、その功績が認められたものであります。

天皇杯は農林水産関係者の最高の栄誉とされており、本県の林業部門では平成13年度の真砂典明様に次ぐ2例目となります。今回の受賞は我々関係者にとりましても、誠に喜ばしい限りであり、元気が出る受賞でございます。

榎本様には引き続き、和歌山の森林、林業、木材産業を牽引して頂きたいと願っております。

なお、本日の森林審議会では、地域森林計画の樹立及び変更に係る事項について、ご審議いただくこととしております。

また、「紀の国森づくり基金活用事業の取り組み骨子(案)」についてのご説明をさせていただくこととしております。

委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い致します。開会のご挨拶とさせていただきます。

司 会

それではここで、委員の皆様をご紹介させていただきます。

■委員でございます。

■委員でございます。

■委員でございます。

■委員でございます。

■委員でございます。

■委員でございます。

■委員でございます。

■委員でございます。

■委員でございます。

■委員でございます。

■委員でございます。

■委員でございます。

なお、■委員、■委員におかれましては、本日所用のためご欠席でございます。

なお、今回初めてご出席して頂いております■■■委員は、和歌山県町村会の会長でありました■■■委員の後任として、本年7月1日に委嘱をさせて頂いたところでございます。

続きまして、県職員の出席者を紹介致します。

林業振興課 課長の小川泰典です。

森林整備課 課長の田中雅道です。

林業振興課 計画班長の西弥生です。

森林整備課 緑化推進班長の本田伸一です。

次に、お手元のフラットファイルに綴っております資料のご確認をお願い致します。

- ・ 配布資料一覧

- ・ 次第

- ・ 委員名簿

- ・ 配席図

- ・ 審議事項の

「地域森林計画の樹立及び一部変更について」

- ・ 和歌山県森林審議会関係法令等

- ・ その他事項の

「紀の国森づくり基金活用事業の取り組み骨子（案）
について」

でございます。

なお、事前にご案内差し上げました資料の一部に修正がございましたため、修正箇所には付箋を貼付させて頂いております。

資料に不足等はございませんか。

それでは、ここで和歌山県森林審議会について、簡単にご説明致します。

お手元に配付しております資料の「和歌山県森林審議会関係法令等」をご覧ください。

森林法第68条第1項において、「都道府県に都道府県森林審議会を置く」とこととされており、この規定に基づき、和歌山県森林審議会を設置してございます。

また、審議会の所掌事務は、森林法第68条第2項及び

司 会

第3項の規定による事項となっております。

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・地域森林計画の策定、変更に関すること。
 - ・地域森林計画の対象森林となっている民有林における開発行為に関すること。
 - ・保安林の指定、指定の解除に関すること。
- 森林病虫害等防除法に基づく事項として、
- ・高度公益機能森林の指定、変更等に関すること。

などがございます。

この他、森林法の施行に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申すること。

などとなっております。

続きまして、本日のスケジュールを簡単にご説明致します。

本日の議事は、審議事項としまして、

「地域森林計画の樹立及び変更について」

その他の事項としまして、

「紀の国森づくり基金活用事業の取り組み骨子（案）について」

となっております。

それではこれより、議事に移らせていただきます。会議の議長につきましては、和歌山県森林審議会運営についての内規第5条の規定に基づき、

■■■■ 会長にお願い致します。

■■■■ 会長、よろしくお願い致します。

眞砂会長

(以下「議長」)

ただ今、紹介いただきました ■■■■ でございます。

これより議長を務めさせていただきますので、円滑な議事進行に皆様のご協力をよろしくお願い致します。

なお、これより、写真撮影、録画、録音等のご遠慮願います。

議 長

【署名委員指名】

それでは、お手元の会議次第に基づきまして、議事を進めたいと存じます。

まず、本日の議事録署名委員につきまして、私の方から指名

議 長

させていただきます。

委員と 委員をお願いします。

【議事１】

議 長

続きまして、審議事項「地域森林計画の樹立及び変更について」に移ります。

それでは、県担当課から説明をお願いします。

林業振興課長

林業振興課長の小川です。

委員の皆様には、日頃から本県の森林・林業行政にご指導・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

早速ですが、今回ご審議いただきます地域森林計画の樹立および変更の概要について説明します。

地域森林計画とは、森林法第５条に基づき県が策定している計画です。

この計画で定めるものとしましては、民有林の計画対象森林の区域、森林の整備と保全に関する基本的な事項、保安林の整備に関する事項、林道の開設や拡張などに関する事項などとなっています。

計画期間は１０年を１期としまして、５年ごとに計画の全体的な見直しを行い、新たに樹立するものとされています。

また、森林の現況などに変動が生じた場合やその他、計画内容の変更が必要と認められる場合には、その都度、変更をすることができるとなっております。

なお、本年は、６月に新たな森林・林業基本計画が策定されましたので、全国森林計画はそれを踏まえ変更されました。

新たな森林・林業基本計画では「森林・林業・木材産業のグリーン成長」をテーマに掲げ「森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、２０５０カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現すること」とされており、８月の第１回森林審議会において概要をご説明させていただいたところでもあります。

当該基本計画の策定に伴い、変更されました全国森林計画の主なポイントは、森林・林業基本計画に即した伐採立木材積や造林面積等の計画量の見直しのほか、「再造林の促進」や「林

林業振興課長

地の保全に留意した適切な伐採・搬出の確保」などの事項が追記されてございます。

地域森林計画は、全国森林計画に即した計画とする必要がありますので、全国森林計画の変更内容を踏まえ、計画案を作成しております。

なお、本日ご審議いただきますのは、海草、那賀、伊都地域を計画区とします紀北地域森林計画の樹立案と、計画内容の一部を変更する紀中地域森林計画と紀南地域森林計画の変更案2件となります。

当該2地域の変更内容は、全国森林計画の変更に伴う見直しのほか、計画対象となる森林区域面積の増減、林道の開設等計画等の変更、また要整備森林の指定及び解除などがございます。

樹立及び変更内容の詳細については、担当班長の西から説明致しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

林業振興課
計画班長

林業振興課計画班長の西です。よろしくお願いいたします。

今回審議していただく「地域森林計画の樹立および変更」について説明させていただきます。

資料としましては、説明資料と資料1から資料3の計画案でございます。

説明に先立ち、先に送付いたしました資料に一部訂正がございましたので、本日お配りしています資料にて説明させていただきます。

説明資料の付箋箇所、34頁をお開きください。

34頁から37頁までと、最終頁の49頁を追加しております。

続いて資料1紀北地域森林計画書案の付箋箇所、1頁をお開きください。本頁下段の(2)社会・経済的背景の2行目、人口についての記載ですが、国勢調査の確定値が公表されましたので、速報値の610,052人を609,748人に訂正させて頂いております。この結果、全体で3.1%の減少となっていました人口動態は3.2%の減少となり、併せて訂正しております。

また、その他の記載内容においても、誤字の修正や、内容に大きく関わらない微修正がございますが、時間の関係上説明は

省略させていただきます。

それでは 説明資料 に沿って説明させていただきます。

説明資料 の 1 頁をご覧ください。

まず最初に、森林計画制度を簡単に説明いたします。

これは森林計画制度の体系を示したものです。

国、都道府県、市町村などがそれぞれの役割に応じて、長期的な視点から、森林の取り扱いを定めることになっています。

一番上から、森林・林業基本法に基づき、政府が、森林・林業基本計画を策定します。

森林・林業基本計画は、今後 20 年程度を見通しまして、森林・林業施策の基本的な方向性を示すもので、おおむね 5 年ごとに見直しが行われます。

この森林・林業基本計画につきましては、今年 6 月に新たな計画が策定されております。

次に、森林法に基づき、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即した全国森林計画をたてます。

15 年を 1 期としまして、森林整備・保全の目標やルール、ガイドラインなどを定めます。地域森林計画等の指針となるものになります。

森林・林業基本計画が策定されたことに伴い、同じく 6 月に全国森林計画が変更されております。

次に、都道府県知事は、民有林について、全国森林計画に即して、流域を基本として定めている森林計画区ごとに地域森林計画を策定するよう森林法で定められています。計画期間は 10 年を 1 期として 5 年ごとに計画を樹立しなければならないとされています。

全国で 158 の森林計画区があり、計画区ごとに森林の区域や、伐採、造林、林道、保安林の整備目標や、市町村森林整備計画で定められる森林施業や機能区分等に関する指針を定めます。

なお、今回は全国森林計画が変更されましたので、それらを踏まえた内容となるよう計画案を作成しております。

次に、市町村長は、地域森林計画に適合した市町村森林整備

計画を10年を1期として5年ごとに樹立するよう森林法で定められており、各市町村の森林のマスタープランとなるよう、森林づくりの構想や森林の機能区分、森林施業の方法、路網計画などを定めています。

なお、森林経営計画につきましては、森林所有者や森林所有者から委託を受けた者が、間伐や主伐などの経営管理等についての実施計画を樹立し、市町村長等の認定を受けるものであります。

森林計画制度につきましては以上のとおりでございます。

2頁をお願いします。和歌山県の森林計画区になります。本県には、紀北、紀中、紀南の3つの計画区が定められています。

各計画区の範囲、資源情報などは表のとおりでございます。

今回は、紀北計画区が5年目を迎えるため樹立、他の計画区は変更を行うものでございます。

続きまして、地域森林計画を樹立する流れを説明させていただきます。

毎年4月から8月にかけて原案を作成し、その原案をもとに9月から10月にかけて関係機関と協議し計画案を作成します。

計画案につきましてはおおむね一か月間、公告・縦覧を行い、その後、市町村長と森林管理局長の意見聴取をしています。

本日、森林審議会からの答申をいただいたのちは、速やかに農林水産大臣と協議を行い、同意が得られ次第、樹立・変更手続きを経て、来年4月1日から有効な計画となります。

それでは、今回樹立します紀北地域森林計画から説明させていただきます。

樹立につきましては、計画の構成も含めた説明をさせていただければと思いますので、資料1の紀北地域森林計画書（案）をご用意ください。

計画期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日までの、10年間の計画です。

地域森林計画は、「計画の大綱」と「計画事項」で構成されています。

計画の大綱では「計画区の概要」「前計画の実行結果の概要

及びその評価」「計画樹立にあたっての基本的な考え方」を記載しています。

次に、計画事項では、

- 第1 計画の対象とする森林の区域
 - 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - 第3 森林の整備に関する事項
 - 第4 森林の保全に関する事項
 - 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項
 - 第6 計画量等
 - 第7 その他必要な事項
- をそれぞれ定めています。

「計画の大綱」をご覧ください。

当計画区の概要を説明させていただきます。

紀北地域は本県の北部に位置し、5市4町により構成されており、県土面積の25%を占めております。

当計画区の森林面積は総土地面積の56%に当たる6万5,205haで、そのうち民有林が96%とほとんどを占めております。和歌山県の民有林率は95%でございますので、ほぼ同じ水準です。

森林の構成としましては、人工林率は59%で約6割ですの
でほぼ同じ構成となっております。

人工林の内訳は、スギが46%、ヒノキが43%となっており、スギの植林がやや多い傾向であります。また、その他の植林樹種としてアカマツやコウヤマキが当地域の特徴として挙げられます。

人工林の齢級構成につきましては、ピークは13齢級、10齢級以上の林分が約9割となっており、利用期を迎えた森林が多くを占める状況であります。

広葉樹は、シイ、カシ類をはじめとする常緑広葉樹が都市近郊や里山を中心に分布しており、山間部にいくほど人工林率は高くなる傾向となっております。

また、保安林の指定率は24%で、県の37%に比べると低い指定率となっております。

続きまして、現計画の10年を1期とする計画の前半5か年

の実行結果について説明します。2 頁中段からです。

皆伐、間伐を合わせた伐採立木材積は、計画量に対し 39%の実行でありました。

これは、皆伐施業が伸び悩んだことが大きい要因ですが、この結果、人工造林および天然更新の実行量も 12%に留まる結果となりました。

林道につきましては、前半 5 か年において開設計画はなく、拡張計画におきましては 27%の実行でございました。一方で、本県の急峻な地形に対応した森林作業道は積極的に開設されているところです。

保安林の指定につきましては、森林所有者の理解が得られなかったなどの理由により 5%に留まりましたが、荒廃保安林の整備として実施しました治山事業の実施箇所数は計画通りの 100%となっております。

なお、要整備森林につきましては計画期間中に 1 箇所追加されましたが、計画期間内の実施には至らず、今回樹立します計画に引き続き計上しております。

本計画の樹立に当たっての基本的な考え方ですが、年々増加する森林資源を有効に利用しながら、国土の保全、水源の涵養、木材の生産など、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件等を踏まえつつ、施業の方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めることとしています。

奥地森林地帯では、林道等の路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械や架線系集材機を使い、低コストで生産性の高いシステムの整備と林業担い手の確保・育成を推進するとともに、高野龍神国定公園等を中心に森林の多面的機能の維持増進を図っていくこととしています。

中、下流域の里山森林地帯においても、奥地森林地帯に準じて林業の振興を図ることとしつつ、都市化の進んだ地域においては住民の森林に対する要求度が高いことから、保健、文化、教育的な利用などの多面的機能の充実も図るものとしております。

平成 31 年度に施行されました「森林経営管理法」に基づく「市町村による森林の経営管理」これを推進していくこととしております。

計画事項についてです。

対象となる範囲ですが、海草、那賀、伊都の3地域、5市4町が対象になります。

計画の対象とする森林の区域は、民有林のうち、森林として利用することが相当と認められる森林を対象区域と定めています。

紀北地域の計画対象森林面積は6万2,280haとなっており、その下には市町別の内訳を記載しております。

計画対象森林面積につきましては、工事用地や太陽光発電事業用地などへの転用により、昨年度から32haが減少しております。詳細は説明資料6頁に掲載していますが、当地区で1haを超える大きな転用は、和歌山市において第二阪和国道の工事用地として11haの減少がございました。

続きまして、森林の整備及び保全に関する基本的な事項では、森林の持つ機能を木材生産機能や水源涵養機能、山地災害防止機能・土壌保全防止機能など5つに分類し、それぞれの機能に応じた望ましい森林の姿や森林の整備及び保全の方針あるいは施業方法の指針を記載しています。

森林の整備に関する事項では、

- 1 間伐に関するものを除いた森林の立木竹の伐採に関する事項
- 2 造林に関する事項
- 3 間伐及び保育に関する事項
- 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

の6つの項目について定めており、市町村森林整備計画において定める事項の指針などを記載しています。

ここで、現行計画からの主な変更点を説明させていただきますので、説明資料の7頁をご覧くださいませでしょうか。

①ですが、全国森林計画において、伐採作業に伴う林地への影響を極力抑え、土地の保全に留意する旨が追記されたことに伴い、「立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針」に、下線部『このほか、和歌山県が定める「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」により適切な伐採を行うこととする。』を追記しております。

なお、このガイドラインは、伐採・造林作業時における林地の保全等留意すべき事項などを明記したのもので、林業経営者が作成する規範の参考として、令和元年8月に作成されたものです。

続いて②ですが、「立木の標準伐期齢に関する指針」で定めています立木の標準伐期齢について、近年、国において推進されています「エリートツリー」や「早生樹」についての記述を追記しております。

③「人工造林の対象樹種に関する指針」では、特定苗木などの成長に優れた苗木や花粉症対策に資する苗木の増加に努めることを追記しております。

なお、特定苗木とは、成長が早く、花粉量が通常の2分の1以下であるといった特性を持ったスギ・ヒノキの苗木です。

④「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」では、これまで市町村森林整備計画において「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を定める」としていたものを、「更新が困難な森林の基準を定める」に変更しております。

ここは伐採後の更新を確保するために設定されている項目ですが、「天然更新が困難な森林をあらかじめ定めることは困難である」という事情から、今回、地域森林計画の運用通知が見直され、「更新が困難な森林の基準を定める」とすることで、伐採届など伐採の計画毎に基準に照らし判断できるようにしたものです。

少し飛びまして⑦でございますが、林地生産力が高く、傾斜が緩やかで、林道からの距離が近いなど効率的な施業が可能な条件にある森林について「特に効率的な施業が可能な森林」を必要に応じて設定すること、また、「当該森林の人工林の伐採後は原則植栽により更新すること」を追記してございます。

一つ飛びまして⑨「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方」であります。が、全国森林計画における水準見直しに伴い、地域森林計画においても見直しを行いました。表中（）書きが変更前、裸書きは変更後となっております。

続きまして⑩ですが、「更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその方法」を「林産物の搬出方法等」に改め、適切な集材や搬出を行うために「ア 林産物の搬出方法」を追記してございます。

⑪「林業に従事する者の養成及び確保に関する方針」では、記載内容を見直し、現在の県の取り組みを反映させた記述に変更してございます。

以上、地域森林計画の「第2 森林の整備に関する事項」に関連した変更点を説明させていただきました。いずれも全国森林計画の変更に伴い見直しを行ったものでございます。

それでは、資料1の紀北地域森林計画書(案)戻って説明を続けさせていただきます。

第4の森林の保全に関する事項では、「森林の土地の保全に関する事項」、「保安施設に関する事項」、「鳥獣害の防止に関する事項」、「森林の病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項」の4項目について定めています。

1. 森林の土地の保全に関する事項では、「樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区」、「土地の形質の変更に当たって留意すべき事項」などについて記載しています。森林の土地の保全に特に留意すべき森林として、保安林に指定されている地区を表に取りまとめております。

なお、樹立にあたり、「(3)土地の形質の変更に当たって留意すべき事項」において、太陽光発電施設の設置に関しての留意事項を追記しております。

2. 保安施設に関する事項では、「保安林の整備に関する方針」「保安施設地区に関する方針」「治山事業の実施に関する方針」「特定保安林の整備に関する事項」を定めています。

「特定保安林の整備に関する事項」では、特定保安林に指定された保安林において、早急に整備を行う必要のある森林を「要整備森林」に指定し、施業の方法や時期を定め、施業の実施を促すこととなっております。本計画では橋本市で1箇所、要整備森林を設定しております。

3. 鳥獣害の防止に関する事項では、「鳥獣害防止森林区域の設定基準」や、「鳥獣害の防止の方法に関する方針」を定めています。

続きまして、4. 森林の病害虫の駆除及び予防その他森林保護に関する事項では、「森林病害虫等の被害対策の方針」「鳥獣害対策の方針」「林野火災の予防の方針」を定めています。

マツノマダラカミキリ、スギノアカネトラカミキリ、カシ

ノナガキクイムシなどの森林病虫害の被害防止や軽減に関する方針を記載しております。

また、当地域において主にモモなどの果樹園地で被害が確認されておりますクビアカツヤカミキリについても平成 30 年から記載しているところです。

第 5 の保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項では、「保健機能森林の区域の基準」や「保健機能森林の整備に関する事項」を記載しています。

第 6 計画量等では計画期間における「伐採立木材積」「間伐面積」「人工造林及び天然更新別の造林面積」「林道の開設及び拡張に関する計画」「保安林の整備及び治山事業に関する計画」について、計画量を定めております。

この計画数量は、令和 3 年 6 月に変更された全国森林計画の計画数量から、紀北森林計画区に割り振られた数量等を基に算出したものです。

計画量に関しましては、10 年間の計画総量と、前半 5 年分の計画量をそれぞれ記載しております。

なお、43 頁以降は当計画区の森林や経済情勢などを参考資料として取りまとめたものとなっております。

紀北地域森林計画につきましては以上でございます。

なお、説明資料の 3 頁から 13 頁は、ただいま説明しました紀北地域森林計画の概要となっております。

続きまして、紀中地域森林計画の変更について説明いたします。

「(1) 計画の対象とする森林区域」の変更につきましては、森林の現況や周辺の状況から、今後も引き続き森林として利用される区域を新たに計画対象森林へ編入し、林地開発等により現況が森林以外になった区域のうち、完了確認や現地調査を行った箇所を計画対象森林から除外するといった内容です。

市町村別の森林面積の変更について説明させていただきます。

なお、面積は四捨五入により整数で処理させていただいております。

- 御坊市が、縮小 1 箇所、1ha の減となります。
- 広川町が、縮小 2 箇所、7ha の減となります。
- 有田川町は、拡大 1 箇所、縮小 7 箇所合計 14ha の減と

なります。

- みなべ町は、拡大1箇所、縮小1箇所で合計1haの減となります。

- 日高川町は、拡大1箇所、縮小2箇所で合計8haの減となります。

今回の変更で、計画対象の森林面積は全体で31haの減少となっております。

森林面積変更の概要ですが、1haを超える転用に係る区域変更箇所の図面等を21頁以降に添付させて頂いております。

広川町、有田川町、日高川町で併せて約25haの森林面積の減少がございますが、これは3町にまたがる風力発電事業用地として林地開発が完了した部分を今回森林から除外するものであります。

「(2) 計画内容の主な変更点」でございますが、全国森林計画の変更に伴い、記載内容を見直したものでございます。個々の変更内容は、先ほど紀北地域森林計画において説明させていただきました内容と重複しますので割愛させていただきます。

次に「(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積」についてでございますが、全国森林計画の計画数量に変更があり、天然更新面積について計画数量が減となりましたので、それを反映した数量に変更しております。

なお、2段書きの()内が変更前、裸書きが変更後となっております。

次に「(4) 林道の開設又は拡張に関する計画」について説明させていただきます。

今回は、開設計画における日高川町の縦ノ木線、拡張計画における日高川町の天照大師線、前田伊藤線、川合湯ノ又線に関する変更です。

縦ノ木線は利用区域面積の変更、

天照大師線は新規追加により橋梁修繕を、

前田伊藤線、川合湯ノ又線は新規追加により舗装を計画するものです。

これら林道の位置等につきましては23頁から25頁のとおりです。

なお、縦ノ木線につきましては詳細設計の結果に伴う利用区域面積の変更のみのため図面は割愛させていただいております。

す。

なお、紀中地域森林計画の変更案は、添付しております資料2でございます。

紀中地域森林計画の変更につきましては以上でございます。

続きまして、紀南地域森林計画の変更について説明いたします。

「(1) 計画の対象とする森林区域」の変更につきましては、先の2地域の計画と同様、対象とする森林の編入と除外であります。

市町村別の森林面積の変更についてですが、

- 田辺市が、拡大2箇所、18haの増となります。
- 新宮市は、縮小4箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしの「0」となります。
- 白浜町も、縮小1箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしの「0」となります。
- 上富田町は、縮小2箇所、2haの減となります。
- すさみ町は、縮小2箇所、19haの減となります。
- 那智勝浦町は、縮小7箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしの「0」となります。
- 太地町も、縮小1箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしの「0」となります。
- 古座川町は、縮小1箇所、拡大1箇所合計392haの増となります。
- 串本町は、縮小8箇所、1haの減となります。

今回の変更で、紀南の計画対象の森林面積は全体で388haの増となります。

田辺市、古座川町で大きな森林面積の増加がございますが、これは官行造林地の契約解除に伴うもので、国有林から民有林に編入されたものであります。

今回説明資料に追加させていただきました、田辺市の旧中辺路町野中字親懂地内における官行造林地16.35haが契約解除となりましたので、民有林として地域森林計画に編入するものです。

次に、古座川町松根字大河奥地内における官行造林地392.37haが契約解除となりましたので、地域森林計画に編入するものです。

そのほか、1haを超える転用に係る区域変更箇所の図面等

を説明資料の38頁から40頁に添付しております。

事前に資料をお送りさせて頂いておりますので、個々の詳細な説明は割愛させていただきますが、すさみ町において太陽光発電事業用地に係るものが2件でございます。

「(2) 計画内容の主な変更点」でございますが、紀北、紀中計画同様、全国森林計画の変更に伴い記載内容を見直したものでございます。個々の変更内容は、先ほどご説明させていただきました内容と重複しますので割愛させていただきます。

次に「(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積」についてでございますが、全国森林計画の計画数量に変更があり、天然更新面積について計画数量が減となりましたので、先ほどの紀中計画区同様、それを反映した数量に変更しております。

なお、2段書きの()内が変更前、裸書きが変更後となっております。

「(4) 林道の開設又は拡張に関する計画」についてですが、今回は、田辺市における林道龍神本宮線、安川大塔川線、道湯川線、東の川線、嘉森線、上富田町における芦山線、北山村における相須大谷線の拡張に関する変更です。

龍神本宮線は、計画に橋梁修繕を追加、

安川大塔川線は前半5か年に実施時期を変更し、橋梁修繕とトンネル設備改修を追加、

道湯川線は新規追加により橋梁修繕を、

東の川線は新規追加により橋梁修繕とトンネル設備改修を、
嘉森線は新規追加により舗装を計画するものです。

また、芦山線は新規追加により橋梁修繕を、

相須大谷線は新規追加により、のり面や路側擁壁などの改良工事と舗装を計画するものです。

これら林道の位置等につきましては31頁から48頁のとおりです。

続きまして「(5) 要整備森林の指定と解除」でございます。

「要整備森林」とは、間伐などの手入れが遅れていることにより、水源の涵養や山地災害の防止等の公益的機能が低下している保安林について、農林水産大臣が「特定保安林」に指定する制度があるのですが、この「特定保安林」のうち、早急に整備が必要な森林を「要整備森林」に指定します。

地域森林計画では、この「要整備森林」について、施業の方法、時期を定めとなっております。

林業振興課
計画班長

令和３年８月に特定保安林に指定されました那智勝浦町の小阪地区における水源かん養保安林のうち、要整備森林 11.62ha について、令和５年度末までに間伐を行うよう定めるものです。

また、田辺市の東ノ川地区の要整備森林 3.44ha について、間伐により過密林分が解消されましたので、今回、当該地を計画から除外することとしております。

今回変更で追加します那智勝浦町小阪地区の要整備森林の位置等につきましては、４８頁のとおりです。

また、今回計画から除外します田辺市の東の川地区につきましては、４９頁のとおりです。

紀南地域森林計画の変更につきましては以上でございます。

なお、紀南地域森林計画の変更案は 資料３ として添付してございます。

以上が今回ご審議いただく計画の樹立案並びに変更案の内容です。

なお、紀北地域森林計画の樹立案、並びに紀中、紀南森林計画の変更案につきましては、森林法第６条第１項の規定に基づき、令和３年１１月５日から１１月２９日まで縦覧に供しましたが、意見等は寄せられておりません。

また、各計画区域内の市町村および近畿中国森林管理局に意見照会を行いました、「意見なし」として回答をいただいておりますので、その旨報告いたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い致します。

【質 疑】

ただ今、林業振興課からの説明がありました。

委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。

なお、本日欠席の■■■■委員、■■■■委員、からご意見は頂いておりません。

議 長

■■■■委員

「第３－３－（１）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針」について、変更前は高性能林業

機械の活用に適した伐採等となっていたところが、高性能林業機械の活用や列状間伐の推進等となっている。

これは国の変更に合わせてこの言葉にしているのかとは思いますが、ここで改めて列状間伐という言葉がわざわざ使われているところに、個人的に山づくりをしてきた人間としてはものすごく引っ掛かります。

列状間伐自体を否定するものではないですが、施業の方法の1つとして、選択枝の1つとしてはいいかと思いますが、列状間伐を極端に推進するということになってくると、ちょっと話が違ふのかなと思う。

この文言の変更に対する県のスタンスをお聞きしたいのと、同頁の「林地生産能力が高く、傾斜が比較的緩やかで林道からの距離を近い等特に効率的な施業が可能である森林においては、特に効率的な施業が可能な森林として設定すること」とあるが、この設定により何が変わってくるのか、また、和歌山県にその様なところがあるのか、また、どれくらいあるのかを教えてくださいたいと思います。

林業振興課
計画班長

特に効率的な施業を実施するということで機械を使った効率的な施業ができるからということで、列状間伐まで入れてよりその機械を使って効率的な施業を実施するということを書かないようにしていました。というのも、和歌山県内では2割に満たない程度くらいしか列状間伐が実施されておられませんので。しかし、その内容で国に回答すると、列状間伐を書いてくださいと返ってきたので、書かざるを得なかったところです。

委員

そういうことではなく、県としてのスタンスをお聞きしたくてご質問しました。これを書くことで定性間伐ではなく列状間伐にしないで、という方向になることを懸念するが、県がそういうスタンスでないのであれば、私としては良かったと思う。

もう1点、その場所というのは結構あるものなんですか。傾斜が緩いというのは何度からのところ、15～30度の中傾斜地として考えればいいのか。

林業振興課
計画班長

傾斜が比較的緩やかで林道からの距離が近いという条件ですが、明確な数値の条件が示されているわけではありません

林業振興課
計画班長

が、そういう条件がいいところについては、効率的な施業が可能な森林として、市町村森林整備計画において定めていきましようというのが、今年の全国森林計画の変更をふまえて地域森林計画の作成の運用でその様な形になっているので記載させていただいております。

これについては、去年においても、レーザー測量の結果を解析したりして、地形や資源の情報を管理して、成長が特に早いところや地位が高いところ等の情報が集まってきましたと視覚的にこの辺りが効率的な施業ができるのではないかと考えています。

現時点では、ここが特に効率的な施業が可能な森林であるとか、何%くらいあるとかいうところまでは把握できておりませんが、そういった情報を市町村と共有し、その区域として設定するかは市町村判断にはなりますが、進めていくようなことを考えております。

委員

「第4-2-(3) 治山事業の実施に関する方針」の変更前・変更後について伺います。流域治水の取り組みと連携したとありますが、国交省がこの言葉を使い始めたのが今年からだったと思う。これは河川整備計画にかかわる考え方で、まだ取り組み自体がなされていないかと思うのですが。あと、流域治水とどのように関わっていくのかという具体的な方針はまだ決まっていはいないと思いますが、これについてどのようにお考えでしょうか。

林業振興課長

流域治水の取り組みと連携したという記載について、委員がおっしゃられたように、河川整備計画は作られておりますが、それにどのように関わっていくのかは、まだ決まっております。今後の河川整備計画に対応できるように書かせていただいている。

局長

県の県土整備部と連携していくとなっており、それについては私も委員になっており、各流域ごとによりよく取り組み始めたところであります。

既に2回実施しているところや、年明けに実施を予定しているところもあり、このような過程を経て、対策や方針が示され

ていくことになりますので、そうした取り組みについて、連携した取り組みとして記載させて頂いております。

委員

紀北地域森林計画の実行量と新計画の計画量等の新計画の数値のところでお伺いします。

造林面積のところ、前半5年間に対する実行量のことで、これは実際に伐った実績と思いますが、人工造林が12ha、天然更新が75haということで、計画では人工造林1,200haに対して天然更新300haということで、数値が減っているのは仕方ないですが、比率が逆転してしまっているのが気になります。皆伐したけども余力がないので人工造林ではなく、天然更新ということなのか心配です。

実際に天然更新の手続きをされたときは、「第3-2-(3)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」のように植栽によらなければというところであるか、あるいは天然更新は植栽の成立の報告を書かないといけないと規定されていますが、成立しなければ植栽をしなければならないのか、情報があればお聞かせいただきたい。

林業振興課
計画班長

紀北地域については、林業が盛んなところではなく、主伐の件数や面積はほとんどない。主伐が16haで人工造林が12haということであり、伐ったところはほとんど植えている。

天然更新にはウバメガシがはいっていて、ウバメガシであれば天然更新するというので数値が大きくなっている。

委員

林業に従事する者の確保についての方針について、変更前変更後を比べますと、変更前より変更後のほうが雇用による就労者の確保という色合いが強く出ているように思いますが、このように変更した理由を聞かせてください。

林業振興課
計画班長

今回の変更にあたり、地域森林計画は地域森林計画の運用に基づいて作成されている。全国森林計画の変更を受けて、今回記載させていただいている内容を記載しているのですが、県の取り組み状況に刷新したということと、安定した雇用、林業従事者の技術向上を図っていくには社会保険への加入率を上げて安定した雇用を図っていきましょうということでこのような記載になっています。

委員	基本的には全国の方針に従って記載されたということでしょうか。
林業振興課 計画班長	そういうことです。
委員	これも大事だと思いますが、最近若手の方が林業ベンチャーを出してきたりする。前のほうが、幅の広い就労者の確保という色合いがあったかと思いますので、改めて雇用にシフトしているのが気になりました。以上はコメントです。
議 長	修正を求める意見ではないということによろしいでしょうか。
委員	出来れば両面書いた方がいいのではないか、というのが私の意見です。
局 長	林業従事者は今までずっと減っておりましたが、新規参入は平成元年度から増加に転じている。雇用環境の安定を実現していかないと都会等から入ってくるのが難しい。 従って、林業だけでなく、炭焼きする等、山村での取り組みを幅広く取り組めるよう工夫していきたい。
委員	お願いになりますが、紀南地域の林道（安川大塔川線）の計画になりますが、ここの渓谷は県の中でも非常にすばらしい景観のところですので、林道の拡張や改良に当たっては、そのあたりの配慮をお願いしたい。 田辺市の官行造林地の変更についてですが、大塔山の頂上の東部分はナンキセダカコブヤハズカミキリという県の天然記念物の生息地に指定されている。今回の変更に伴い何か扱いが変わるのか教えて頂きたい。
林業振興課長	1 点目の林道安川大塔川線の改良工事についてですが、橋梁工事ですので、既にある林道の橋を改良するというものであり、大きな工事ではありませんが、環境に配慮した工事を実施します。

天然記念物の取り扱いについては、今この場でお答えできるものではございませんので、天然記念物所管する部署と調整してまいります。

議 長

委員、国有林の立場から何か意見はありませんでしょうか。

委員

官行造林の解除地ですが、天然記念物の取り扱いにつきまして、変更はないはずです。

県立の保全区域に指定されているということもあり官行造林地を解除しております。変更があるとすると格上げされる方向ではないかと思われます。

森林整備課長

官行造林地の場所につきましては、紀の国森林づくり基金の公有林化で古座川町が400ha購入した場所になっているので、町が適切な管理を行っているはずです。

議 長

他にご意見ございませんでしょうか？

委員

資料28頁にクビアカツヤカミキリについて書かれておりますので、関わっている人間として意見させていただきます。

今の和歌山県におけるクビアカツヤカミキリの状況といいますと、害虫の被害の拡散というのはコロナウイルスと似たところがあり、水際で防ぐか、ウイズコロナの状態になるかのどちらかです。

和歌山県には2年位前から被害が発生しているが、北部の一部の市町村のみであり、水際で被害が抑えられております。

この虫の対策で最も重要なことは早期発見で、そして、早期に処分するだと思います。被害を受けた木からフラスと言われる木屑が出てきますが、大量に出てきていると既に手遅れです。

和歌山県では、研究機関の方が県内に被害が入る以前から精力的な調査をされていましたが、それでも、2年前にかつらぎ町に被害が出てしまった。被害を発見した時点で周囲に入っているのは確実ですので、とにかく早期発見早期処分が重要です。

初期の被害木は健全に見えますので、所有者の方からすると

伐るのに抵抗があるかと思いますが、これが一番の駆除ですので、ご協力をお願いします。

議長

他にご意見ございませんでしょうか？

委員

2点教えていただきたい点があります。1つめは、資料にある人工造林及び天然更新別の造林面積のところ、天然更新について変更後の数値が大幅に小さくなっているが、数値のこのような変更はどういう現象を想定されているのか。

2点目は、全国森林計画の変更と地域森林計画の変更が連動しているのは非常に分かったのですが、和歌山県的に今回の変更された計画が今後の施策にどのように影響するのか、どのあたりがポイントになると考えているのかを差支えない範囲で教えて頂きたい。

林業振興課
計画班長

造林面積につきまして、国の全国森林計画において、天然更新で本当に確実に森林に戻るのかという考え方があるので、伐ったら植えるということを進めていきたいので、天然更新を減らして再造林に転換しているというところがあります。

林業振興課長

今回の変更された計画が今後の施策にどのように影響するのかということですが、既に和歌山県では、伐採と植栽の一貫システムというものを推進しておりまして、できるだけ効率的に植栽を進めていこうと取り組んでおります。

そういった中で、天然更新を減らして人工造林を進めていて、全国的に見ても再造林率が高くなっているところです。生産力が高いところ、成長が良いところを示して、そのような所では、しっかり再造林を進めていってもらいたいと思っている。

これにより、更なる素材増産に繋げてもらいたいところです。

委員

すさみ町口和深で太陽光発電用パネルが急斜面のところでびっしりと敷かれているのを見てびっくりしたことがありました。

計画に土地の形質に関して追記するとありますが、急斜面で

の太陽光パネルの設置があったから、こういう追記をしようとなったのでしょうか。

林業振興課
計画班主任

追記するというのは、全国的にも太陽光発電事業の関係で開発が進んでいるということで、太陽光発電に限りませんが、開発にあたって近隣住民とのトラブルが多数発生しているということで、今回の変更で地域森林計画に追記していきましょうという運びになっています。

委員

既に設置済のものに対しては、どうしようもないということになるわけですね。わかりました。

議長

太陽光発電に関しては関連する部署と連携を図りながら、災害防止のため、森林・林業の立場でしっかり関わってもらいたいと思います。

局長

県に太陽光発電設置に関する条例があり、その中で地域住民の意見を聞くことが定められており、森林法は山側の観点のみですが、この条例は周辺住民、景観を加味して審査することになっております。

委員

造林面積のところで、天然更新が半減しているにも関わらず、減少した分が人工造林に足されていないのはなぜでしょうか。

林業振興課
計画班長

伐採量を減らしております。

委員

天然更新によらなければならないところは伐採しないということでしょうか。

林業振興課
計画班長

伐採量が減り、全体の造林面積が減るため、再造林の面積が変わらない分、天然更新の面積が減少しています。

議長

他にご意見ございませんでしょうか？
特に否定的な意見はありませんでしたので、当該議事を適当としてよろしいか。

議 長

【意見とりまとめ】

審議会として意見を取りまとめたいと思います。

地域森林計画の樹立や変更の原案について、委員から意見のあった内容については表現を考え直してもらうとして、否定的な意見はございませんでしたので、原案については適当である旨の答申をしてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

議 長

それでは、「適当と認める」ことにします。

議 長

【議事 2】

続きまして、その他事項として、「紀の国森づくり基金活用事業の取り組み骨子（案）について」を県担当課から説明をお願いします。

森林整備課長

現在検討中の「紀の国森づくり基金活用事業の取り組み骨子」について説明させていただきます。

紀の国森づくり基金活用事業は、「紀の国森づくり税条例」及び「紀の国森づくり基金条例」に基づき、「紀の国森づくり税」の収入を「紀の国森づくり基金」に積み立て、その基金を使って、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に取り組む事業となっております。

2つ条例が平成19年4月1日に施行されたことに伴い、「紀の国森づくり基金活用事業」も平成19年度から実施しており、今年度が15年目になります。

この間、「紀の国森づくり税条例」の税徴収期間、これは1期5年ですが、これを2回延長しており、今年度が第3期の最終年度となっています。

このため、この12月議会に税条例を延長する条例を提案しており、先ほど、本会議で議決され、税の徴収を令和8年度まで5年間延長することが決定したところです。

4期目となる令和4年度から令和8年度までの紀の国森づくり基金活用事業の取り組み骨子（案）については、先日、紀の国森づくり基金運営委員会に諮り、その意見を踏まえて事業

森林整備課長

内容等の検討を更に進めているところです。

それでは、その取り組み骨子（案）について説明させていただきます。

「資料 その他」をご覧ください。

現在、第3期の紀の国森づくり基金活用事業につきましては、「次代へつなぐ森林づくり」、「森林を守り育てる意識の醸成」という2つの柱で事業を実施しております。

「次代へつなぐ森林づくり」では、

- ・未整備森林の解消ということで、条件不利地での切捨間伐をおこなっております。
- ・環境林の整備では、放置竹林の整備、カシノナガキクイムシ等の病虫害対策等に活用しております。
- ・貴重な森林の保全では、新紀州御留林ということで、さきほど古座川町の森林を買い取ったと説明させて頂いた様に、貴重な森林の公有林化をおこなっております。
- ・集落周辺の森林整備については、集落周辺の危険木の除去を含む一体的な間伐を実施しています。

「森林を守り育てる意識の醸成」では、

- ・森林環境教育の推進ということで、小学生を中心に緑育事業を行っており、森林の重要性や木材を使うことの重要性を教育としておこなっております。
- ・県民参加の森づくりでは、和歌山森林と樹木の日イベントを開催したり、公募事業により県民の企画による事業を実施しております。
- ・木材利用の推進では、これは今年度から木製ガードレールの設置について支援を行っております。

第3期の開始（H29年度）以降、今年度まで、国の制度や社会情勢にも変化がありましたので、第4期の活用方法については、そういった変化を考慮し検討を行っています。

それが資料の「背景」の部分です。

まず、大きな変化として平成元年の森林環境譲与税の創設があります。これにより、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための、森林整備に必要な安定した地方財源が

確保がされ、市町村による人工林の間伐が進められるようになりました。

また、野生動物や病害虫による被害が拡大しておりますし、利用期を迎えた林分の増加や花粉症の罹患率の上昇も続いております。

さらに、下のブロックですが、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が本年 10 月 1 日に施行され、建築物の木材利用を推進する対象が公共建築物から建築物一般に拡大されました。

こうした状況踏まえ、基金活用事業の第 4 期では、資料右端のブロックになりますが、青字の「拡充」の下線を引いた事業に新たに取り組んでいこうと考えています。

まず、森林環境譲与税の用途との棲み分けを重視し、今まで実施してきた、切り捨て間伐を中心とした「未整備森林の整備」や「集落周辺の森林整備」をやめ、地形や環境が原因で生育不良となっている人工林の広葉樹林化に新たに取り組む、災害の防止や野生動物の生息地の確保などの公益的機能の高度発揮に努めたいと考えています。

次に、県内の人工林は利用期に差し掛かっており、主伐、再造林の時期を迎えています。また、国民の 2 人に 1 人が花粉症とも言われており、花粉の少ない森づくりを進めることは林業における課題の一つと言えます。こうした中、スギ・ヒノキの再造林を行う場合には花粉の少ない苗木を植栽してもらうことが重要で、それに対応できるよう花粉症対策苗を生産するための母樹園の整備に取り組むもうと考えています。

次に、「木材利用の推進」についてです。今年度から木製ガードレールの設置を進めているところですが、第 4 期では、法律の改正を踏まえ、民間施設でも紀州材の利用促進が図られるよう、モデルとなる市町村施設への木材利用を支援していくことを検討しています。民間施設への木材利用を促すとともに、多くの方に木材の良さを実感していただき、県民のみなさんの森林を守り育てる意識の醸成に繋げていきたいと考えています。

森林整備課長	「継続」と記載している項目につきましては、第４期も引き続き実施していこうと考えています。以上のような事業を行い、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいこうと考えております。 「紀国森づくり基金活用事業取り組み骨子（案）」についての説明を終わります。 【質 疑】 ただ今、森林整備課から説明がありました。 委員の皆様から、ご質問等をいただきたいと存じます。 （質疑応答） 生育不良人工林の広葉樹林化について、集落の周辺とあったかと思いますが、奥山の環境林整備とは別に、コミュニティの近くの里山の再生林のような位置づけなのでしょうか。 集落付近の森林整備については、現在行っている間伐のことで、今回行うのは集落周辺ではなく、環境が悪いため生育不良の人工林の広葉樹林化を進めていきたいというものであります。 ということは奥山のことですね。その場合、広葉樹林化という言葉がいいのか気になりました。恐らく和歌山県内で標高５００～１０００ｍくらいまでは針広混交林ですし、さらに標高が低いところであれば広葉樹林化といえば照葉樹林の暗い森になります。そういう場所を落葉広葉樹の里山林的な森にするのか、ある程度目標を見据えておかないと、整備内容が変わってくるので、よく検討してみてください。 木製のガードレールという写真では非常に魅力的に映っているのですが、これは紀州材ですか。 これは紀州材で作られたもので、今年度は白浜町のとれとれ市場付近への２４０ｍの設置が完了しております
議 長	
委員	
森林整備課長	
委員	
委員	
森林整備課	

委員	耐久性やメンテナンス性はどのようなものなのですか。
森林整備課長	耐久性につきましては、１５年程度であるという運用です。
委員	取り替えながら使うということでしょうか。
森林整備課長	取り替えながら使うことになります。鉄製のものであってもメンテナンスが必要ですので、取り替えながら活用していくことになります。
委員	木材を利用して民間施設あるいは公共建築物を作りたい時に、紀州材を使うと補助金が出るので使いたいという話はよくありますが、実施に建築する段になって、紀州材の値段が高く建築コストが高くなり、公共施設を建てる際に使いにくくなっている。本当に木材を使おうとすれば、できるだけ安価にできれば利用しやすいと思う。 公共施設を建てる際には安全性が重要であり、強度等を慎重に検討していかなくってはなりません、少し値段を抑えるというような方策は考えられておりますか。
林業振興課長	公共建築物に紀州材の活用をご検討頂きありがとうございます。紀州材を使うと高くなると言われるのですが、一般に流通している部材もいろいろありますので、木造に詳しい設計士の育成に取り組んでおりまして、和歌山県の建築士協会にご相談して頂ければ、様々なご提案をして頂くことができるので、ぜひご相談ください。
委員	木造の公共施設を作ると高くつくというのを、考えて頂きたい。森林を守る目的もありますが、公共工事ですので出来るだけ安いのが望ましいので、今後は値段が下がる方法を検討して頂ければと思います。
局 長	まだ追い付いていないのかもしれませんが、木造で公共施設を建築する際には、特種材が必要となってきました、そうしますと単価が高くなってしまふ。従いまして、スパンの長い部材に一般の柱材を用いたトラスであったり、様々な工法がある。そうした取り組みで、どれほどの経費が削減されるのかを県の
局 長	

公共建築課と勉強をして、今後紹介させて頂く予定としております。

委員

小学校へ行って子供たちを森に連れ出したり、木工したり、緑育で取り組んでいるのですが、昔に学校林がはやったかと思います。今どうなっているのかというと、今までは先生や保護者が管理していたかと思いますが、今はほとんど活用されていないと思います。小学校低学年の子たちが気軽に入れる山が欲しいのですけれども、各学校林はそういう意味合いがあったのでしょうけど、今は手入れもされずに放置されている。

全県的に学校林がどういう状況なのかを教えて欲しい。

森林整備課長

学校林については、数年に一度、林野庁から調査が来ており、各学校に調査を実施しているところですので、結果につきましては、とりまとめた上でご提供させていただきます。

委員

せっかくある子供達の身近にある森である学校林が活用されていないのは残念に思いますので、来年度の緑育事業は学校林のあるところでは、学校林で実施したいと考えておりますので、是非資料があるのであればよろしくお願い致します。

委員

第3期までの森林づくり税では集落周辺の森林整備についてメニューに加えられていましたが、今度、森林環境譲与税が創設されることで市町村がやっていくことになるのでしょうけど、各市町村によって森林整備はばらばらだと思います。集落周辺の森林整備はなかなか進まないところもあると思いますので、是非その辺りは、県も目配りをしていただきたいと思います。

議長

他にございませんか。

無いようでしたら、本件については以上で終わります。

議長

委員の皆様には、長時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。また、会議の進行にご協力をいただきましたことをお礼申し上げます。

これで、議長の職を終了させていただきます。

司 会

■■■会長、どうもありがとうございました。

本日の審議会の議事の内容につきましては、追って、事務局にて議事録に取りまとめ、冒頭、会長から議事録署名人としてご指名いただきました、■■■委員と■■■委員に署名・捺印をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い致します。

【閉 会】

以上をもちまして、本日の森林審議会は終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

気を付けてお帰りください。